

## 町立三春病院指定管理者選定検討会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「三春病院事業条例」(平成18年三春町条例第12号)に基づき、平成19年4月に三春町へ移譲予定となる県立三春病院の管理運営を民間医療機関等へ委託するにあたり指定管理者の選定を厳正かつ公平に行うため、町立三春病院指定管理者選定検討会(以下「選定検討会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 選定検討会は次の各号の事務を所掌する。

- (1) 町立三春病院の指定管理者の募集要領及び選定基準等に関すること。
- (2) 病院の指定管理者を受けようとする法人その他の団体等(以下「法人等」という。)が提出する申請書、事業計画書等の内容の評価及び指定管理者候補法人等の選定に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

### (構成)

第3条 選定検討会は、町長が依頼する有識者等からなる5名の委員により構成する。  
2 委員の任期は、三春町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項により、町長が指定管理者の指定を行うまでとする。

### (委員長)

第4条 選定検討会には、委員長及び副委員長を置く。  
2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを決める。  
3 委員長は選定検討会を代表し、会務を総理する。  
4 委員長に事故等あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 選定検討会は委員長が招集する。  
2 委員長は、選定検討会の会議の議長となる。  
3 選定検討会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。  
4 委員長は、選定に関し必要があると認めるときは、法人等又は庁内の関係職員を選定検討会に出席させ、意見を求めることができる。

### (秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責 務)

第7条 委員は、第2条各号に掲げる事項について、募集に応じた法人等に対していかなる援助も行ってはならない。

(事務局)

第8条 選定検討会の庶務は、行財政改革室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定検討会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。